

鶴ヶ島市市民センター条例を可決



平成26年第4回定例会の日程（会期21日間）		
11/26	本会議	開会 議案第49号～68号上程 議・議案第3号上程
28	本会議	議案第49～51、68号採決 議案第52～67号委員会付託
12/3	文教厚生常任委員会	付託議案審査
4	予算決算常任委員会	付託議案審査
5	総務産業建設常任委員会	付託議案審査
11・12・15	本会議	一般質問
16	本会議	議案第52～67号採決 議・議案3号採決 閉会

平成26年第4回鶴ヶ島市議会定例会が11月26日（水）から12月16日（火）までの21日間の会期で開催されました。

本定例会では、市長提出議案を20件、議員提出議案を1件審議しました。

また、一般質問を3日間にわたり行い、15人の議員が登壇しました。

委員会審査

条例改正等

議案第52号
鶴ヶ島市行政組織条例の一部を改正する条例について

総合的な視点から都市計画との整合を図り、交通政策を推進するための事務分掌とするものである。

Q 交通政策の所管課を都市整備部へ移管する理由は。

A 秘書政策課長 高齢化など社会情勢の変化を見込み、都市計画、都市基盤の整備との整合を図り、将来を見据えた交通政策を推進するために行うものである。

議案第53号
職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

国家公務員及び埼玉県職員給与改定に合わせ、一般職の職員の給与改定を行うものである。

Q 本市は平均の給与月額が高いという話があるが、県内の状況はどうか。

A 人事課長 25年度の地方公務員給与実態調査では、手当を含めた給与と比較した場合、さいたま市を除いた39市中7番目である。これは、地域手当支給率が10割と高いこと、そして職員の平均年齢が44・5歳で、県内39市中6番目と高いことが要因である。

議案第54号
市長及び副市長の給与等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について

市長、副市長及び教育委員会教育長の期末手当について、一般職の職員との均衡を図るものである。

Q 一般職の職員の期末手当及び勤勉手当との均衡を図るためという理由は妥当か。

A 人事課長 人事院勧告に準拠した一般職の職員に合わせたものなので、妥当性を欠くものではない。

議案第55号
鶴ヶ島市市民センター条例について

地域住民の交流の促進を図るとともに、地域コミュニティの活性化及び市民の学びを支援し、市民が安心して暮らせる地域社会を目指すものである。

Q 公民館を市民センター化するメリットは。

A 市民生活部参事 施設が地域づくりの拠点となることを明確に位置付けられること。また、多様な活用が図れることである。

Q 公民館を併設できない理由は。

A 市民生活部参事 公民館機能と行政機能を合わせた市

民のための総合的施設にいく必要がある。市民の生涯学習の保障に関しては、条例で学びの場としての位置付けを行う。サークル活動などは引き続き行い、定期講座も実施する。

議案第56号
鶴ヶ島市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例について

介護保険法の一部改正等に伴い、指定介護予防支援等に関する基準等を定めるものである。

Q 指定介護予防支援に関する知識を有する職員が必置だが、どのような職種の職員か。

A 高齢者福祉課長 介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、高齢者の保健福祉に関する相談業務等に3年以上従事した社会福祉主事である。

議案第57号
鶴ヶ島市地域包括支援センターに係る包括的支援事業を実施するための職員等に関する基準を定める条例について

介護保険法の一部改正等に伴い、包括的支援事業を実施するための基準を定めるものである。

Q 支援の相談件数は何件か。

A 高齢者福祉課長 25年度の実績では、3つの地域包括支援